



Bundesamt
für Migration
und Flüchtlinge

社会融合講座に関する通達

既にかなり長い期間ドイツに居住している外国人、ヨーロッパ連合国人、及び十分なドイツ語知識のないドイツ人向け

市民の皆様へ

外国人として既にかなり長い期間ドイツに住んでいるか、ヨーロッパ連合国人であるか、あるいはドイツ人であるが、十分なドイツ語の知識を持ち合わせていない場合、連邦移民・難民局に、社会融合講座に参加する許可を申請することができます。

まだ学校教育を受けている子供や青少年は、社会融合講座に参加することができません。

社会融合講座とは何か

社会融合講座は、600 授業時間の語学講習と100 授業時間のオリエンテーションから成っています。語学講習は100 授業時間ずつの段階に分かれており、最初の300 時間が基本語学講習、それに続く300 時間が上級語学講習となっています。

語学講習では、日常生活で話したり書いたりするのに必要な語彙を学びます。それには官庁と関わる場合、隣人や職場の人と話す場合、手紙や記入用紙を書くことが含まれます。

オリエンテーションでは、ドイツでの生活についての情報が伝えられ、この国の法秩序、文化及び近代の歴史が教えられます。

また、女性、子供を持つ親、青少年、あるいは読み書きの不自由な方のためなどの、特別な社会融合講座もあります。この講座は1.000 授業時間あります。学習が特別に速い方は、集中講座を受けることができます。これは430 授業時間しかありません。

どの講座があなたに適しており、どの段階から始めたらよいかは、講座の開催者が、講座開始前にテストをして決めます。

修了テストを受ける

修了テストは、語学テストとオリエンテーションのテストから成り立っています。語学テストで十分なドイツ語の知識を証明し、オリエンテーションのテストに合格すると、社会融合講座に及第したことになり、「社会融合講座修了証」が授与されます。

及第しなかった場合には、到達した成績の証明書だけが渡されます。

修了テストは無料です。

社会融合講座に参加することの利点

ヨーロッパ連合に加盟していない国からやってきた外国人は、ドイツに無期限で滞在するためには、いくつかの条件を満たさなければなりません。その一端として、ドイツ語の十分な知識、ドイツの法や社会秩序、生活に関する基礎知識を持っていないのはならないのです。社会融合講座に合格すると、この条件を満たしたことになります。また場合によっては、普通より早く帰化することができます。

さらに社会融合講座で得たドイツ語の知識により、ドイツでの生活がしやすくなり、労働市場でのチャンスが高まります。

連邦移民・難民局による社会融合講座への許可と講座開催者への申し込み

許可申請書に必要なことをすべて、はっきり読みやすく記入してください。近くにある講座開催者に聞いて、申請書の記入を手伝ってもらうこともできます。この申請書を、あなたの居住地を管轄している連邦移民・難民局の地方事務所に送ってください。

社会融合講座に参加することが許可されると、連邦移民・難民局から書面による承認書（資格証明書）が届きます。同時に、あなたの居住地の近くにある社会融合講座の開催者のリストももらえます。

社会融合講座の参加許可は、一年間有効です。承認書の「この参加資格書は・・・まで有効です」という欄にある日付まで、社会融合講座を開催者のところで申し込むことができます。ですからできるだけ早く申し込んで、開催者に資格証明書を呈示してください。

講座開催者はあなたに、講座の開始予定日を伝達しなければなりません。申し込み期日より6週間以内に講座が始まるのが望ましいので、この期間内に講座が成立しない場合には、開催者はあなたに連絡しなければなりません。その場合には、もっと長く待つか、別の開催者のところに申し込むかを、自分で決めることができます。後者の場合には、開催者はあなたに資格証明書を返さなければなりません。

規定通りに講座に参加する

社会融合講座の目標を達成するために、講座には規定通りに参加するようにしてください。これは何を意味するかというと、授業に規則正しく参加し、修了テストを受けるということです。規定通りに講座に参加することは、あなたが交通費を受け取るか、後日

に語学講座の授業時間を増やしたいときにも重要になります。講座に規定通りに参加したことは、お望みであれば、講座開催者が書面で証明してくれます。

一般に、講座の一部の終了時にのみ、講座開催者を変えることができます。

社会融合講座の費用

講座参加費用として、1 授業時間につき 1.95 ユーロを、講座開催者に支払わなければなりません。この参加費用は、講座の 100 授業時間というそれぞれの段階が始まる前、及びオリエンテーションの前に支払われなければなりません。授業に欠席した場合、逸した授業の参加費用を開催者が払い戻すことはできません。あなた自身に収入がない場合には、あなたを扶養する義務のある人が、参加費用を払わなければなりません。

失業保険IIか生活補助(社会保障)を受けている場合、また低収入のために支払いが特に難しい場合には、この参加費用支払いから免除されることができます。参加費用免除は文書により、あなたの居住地を管轄する連邦移民・難民局の地方事務所に申請しなければなりません(住所リスト参照)。

経済的要件を証明するものを添付してください(失業保険II、奨学金[BAFöG]、児童手当、亡命希望者支援法に関する手当、保育料免除、テレビ・ラジオ視聴料(GEZ)免除、ソーシャルチケットなどの証明書のコピー)。可能なら受講を始める前に申請を行ってください。

参加費用の返済

2007年12月8日以降に修了テストに合格した場合は、連邦移民・難民局が支払われた参加費用の50%を返済することができます。これはしかし、参加証明書の発行と修了テストとの間の期間が2年以内である場合に限られます。返済を受けるためには、連邦移民・難民局の管轄地方事務所に申請しなければなりません。

交通費

連邦移民・難民局から参加費用の支払いを免除されている場合、通常は交通費手当が支給されます。ただし、講座の開講場所は居住地から3キロ以上離れていなければなりません。基本的に、最も近い講座開催者への交通費のみ支給されます。連邦移民・難民局の地方事務所に交通費を申請しなければならないかどうかを判断するには、講座開催者に確認してください。

基本的に交通費は、規定通りに講座に参加した場合にしか支払われません。

追加語学講習を繰り返す

語学テストで十分なドイツ語の知識を証明することができなかった場合、最長300授業時間まで語学講習を一度繰り返し、語学テストを無料で受けることができます。ただし、定期的に授業に参加したことが条件となります。

識字能力講座に参加した場合は、語学テストを受ける必要はありません。

授業時間を繰り返す場合には、連邦局の管轄地方事務所に申請しなければなりません。

そのほかに知っておいていただきたいこと

この通達にあげられている申請用紙はすべて、講座開催者、地方入国管理所、あるいは管轄の地方事務所で受け取ることができます。また用紙はインターネットのサイト www.bamf.de にもあります。

申請用紙には、社会融合講座への参加に関する非常に重要な情報が掲載されています。講座開催者が詳細な情報を説明します。

成人移住者のための移民相談所 (MEB) 及び青少年移民機関が、どのようなサービスをしているかにも注目してください。ここでも申請の手助けをしてくれる上、質問に答え、問題があればその面倒を見て、あなたに合った社会融合講座を探してくれます。あなたの近くに移民相談所と青少年移民機関がどこにあるかは、地方入国管理所、連邦移民・難民局の管轄地方事務所で聞くか、あるいはインターネットの www.bamf.de に掲載されています。

社会融合講座の受講中に法定の傷害保険が適用されないことに注意してください。